

令和 5 年度

京田辺市教育の方針

(抜粋)



京田辺市教育委員会

令和5年度 京田辺市教育の方針

京田辺市の教育は、京田辺市教育大綱の基本理念である「未来を拓く、京田辺のひと・まちづくり」に基づき、活力とうるおいのある未来をつくるため、確かな見通しを持って主体的に生き抜く、創造性あふれる心豊かな人間の形成を目指すものである。

近年、グローバル化する社会や、Society5.0時代の到来を見据えた技術革新の進歩、少子高齢化さらには子どもの貧困問題等、我々を取り巻く情勢は、複雑かつ急速に変化している。こうした社会の変化が急激で予測困難な時代の中、未知の状況にも主体的に向き合い、他者と協働して課題を解決し、よりよい人生と持続可能な社会の創り手となるために必要な力の育成が求められている。

このため、確かな学力、豊かな人間性、健やかな身体等、調和のとれた力である「生きる力」の育成が必要である。

本年度は、学習指導要領の趣旨の実現に向け、「第2期京都府教育振興プラン」や、「第4次京田辺市総合計画『まちづくりプラン』」、「第2次京田辺市人権教育・啓発推進計画（改訂版）」、「第3次京田辺市生涯学習推進基本計画」等、本市の各種計画に基づいた取組を充実させながら、地域のつながりや人材・自然・伝統や文化等、地域創生の観点を踏まえ、これまでの教育実践の蓄積を継承・発展させ、京田辺市教育の推進を図る。また、GIGAスクール構想の着実な推進や、子どもたちの可能性を引き出すための個別最適な学びや協働的な学びの推進など、直面するさまざまな教育課題に的確に対応するとともに、大きな災害や新型コロナウイルス感染症を経験する中、持続可能な社会の創造を目指すSDGsの視点を踏まえ、いかなる時も学びを保障し、新しい時代における教育を推進していく。

学校教育においては、知・徳・体の調和のとれた発達を図り、幅広い知識と教養を身につけ、基本的人権を尊重し、国際感覚を身に付けた児童生徒の育成に努め、生涯にわたって学び続けるための学習の基盤を培うことを目標とする。また、各学校・園は、学習指導要領・幼稚園教育要領等の趣旨・内容に沿い、社会に開かれた教育課程の実現に向け、校種間の緊密な連携を進めるとともに、家庭・地域社会・関係諸機関等との連携、協働により子ども一人一人を大切にした教育を一層推進する。そのため、各学校・園が特色を活かした教育課程に基づき組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図っていくことに努め、将来の京田辺市を担いたくましく生きる子どもの育成を行う。

喫緊の課題である不登校児童生徒への対応については、先に教育委員会において決定した「不登校児童生徒への支援の充実に向けた基本方針」にのっとり、市の関係部局や関係機関とも連携し、総合的な取組に向けた体制の整備を図る。

さらに、学校教育の振興を図る上での課題解決に向け、教育委員会の附属機関である京田辺市学校教育審議会の審議結果を踏まえた施策を積極的に進める。

社会教育においては、基本的人権の尊重を基盤に、生涯学習社会の実現に向けた学習環境の充実を図るとともに、市民の自主的な学習活動を支援する。また、家庭、地域社会、学校が相互に連携しながら、多様な学習活動を推進し、地域社会での大人の学習力や教育力を高め、地域の課題の解決と地域力の向上を図り、地域コミュニティの活性化のため、地域学校パートナーシップ・放課後子ども教室・子どもの居場所づくり等を地域学校協働活動として取り組む。さらに、子育て支援においては、子育てニーズに対応した留守家庭児童会の運営を進める。

なお、これまで、本市教育委員会は、毎年度、本「京田辺市教育の方針」を策定し、学校教育並びに社会教育活動全般の指針としてきた。今般、その役割を引き継ぐとともに、中長期にわたる教育関係施策を総合的、計画的に推進していくため、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく計画として「（仮称）京田辺市教育振興基本計画」を策定するものとした。

京田辺市教育委員会は、上記のことを令和5年度の教育の方針と定め、学校教育、社会教育の密接な連携のもと、大学をはじめ地域の学術研究機関等の協力も得ながら、子どもの豊富な社会体験を通して人間形成に努めるとともに、市民の生涯にわたる学習活動を推進し、地域に即した教育活動の創造と活性化のために、より一層の努力を図るものである。

令和5年度 社会教育の重点

心豊かに明日を拓く学びあい

社会教育においては、国・府・市の計画及び各関係委員会や審議会の答申、提言等の趣旨を踏まえながら、基本的人権の尊重を基盤に市民の自発的な学習活動や社会参加活動の促進に努め、創造性あふれる心豊かな人間の育成を目指す。

そのため、社会教育の一層の充実にも努めるとともに、関係機関・団体と連携しながら、市民が生涯にわたって学び続けることができる学習環境の総合的な整備、充実にも努める。

生涯学習社会の実現

1. 生涯学習の推進

目標

第3次京田辺市生涯学習推進基本計画に基づいて、市民一人一人の学びを通じた自己実現や地域のつながりの形成、地域社会での学習成果の活用に取り組むことができる生涯学習社会の実現に努める。

主な取組

- (1) 市民の自発的な学習活動を支援するため、情報提供と相談活動の充実に努める。
- (2) 学校及び地域の人的・物的資源の積極的活用により、地域学校協働活動（※）を推進し、地域の活性化と学習機会の充実に努める。
※（地域学校協働活動とは、社会教育法において位置付けられている幅広い地域住民等の参画を得て、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う「地域・学校パートナーシップ事業」、「放課後子ども教室」等の活動を言う。）
- (3) 次代を担う青少年を育成するため、体験活動を推進する等、地域社会全体で子どもをはぐくむ環境づくりに努める。
- (4) 大学や学研（関連）施設等の高度で豊富な人的、物的資源の有効活用に努めるとともに、人材バンクの活用促進やネットワーク化を図る。
- (5) ボランティア人材の育成に努め、その学習の成果を生かす機会の充実に努める。
- (6) 市民の生涯学習活動を一層推進するため、各地域における生涯学習の核となる生涯学習推進協力員の制度見直しに向けた検討を行う。

2. 現代的課題等に関する学習活動の推進

目標

国際理解、環境問題、健康福祉、危機管理、情報モラル等の現代的課題に関する学習活動を充実させる。

主な取組

- (1) 社会教育・学校教育の連携による事業や学習機会の充実に努める。
- (2) 国際理解、環境問題、薬物問題、情報モラル、男女共同参画の推進、青少年健全育成、高齢者の社会参加活動等に関する学習機会を提供する。
- (3) 多様な現代的課題に対応するため、各関係機関・団体等との連携に努める。

3. 社会教育関係団体等との連携と協力

目標

社会教育関係団体は、市民の生涯学習の充実や地域社会の形成を図る上で重要な役割を担っている。そのため、団体の自主性を尊重しつつ、主体的な活動ができるように育成と支援に努め、連携・協力を図る。

主な取組

- (1) 社会教育関係団体の指導者を育成するため、研修機会の充実や情報提供に努める。
- (2) 社会教育活動の推進を図るため、関係機関・団体間の交流促進に努める。

4. 社会教育施設・設備の総合的な活用

目標

生涯学習の拠点施設として、その機能が十分発揮されるよう各施設の特性や市民の学習ニーズに対応した総合的な活用を促進し、生涯学習推進体制の充実を図る。

主な取組

- (1) 市民の学習ニーズに応える情報の提供や学習機会の充実等、市民サービスの向上に努め、各施設が連携してその機能の向上・充実に努める。
- (2) 生涯にわたる学習機会の充実を図るとともに、市民の主体的な活動等に対応できる施設の整備と活用の促進に努める。
- (3) 中央公民館や住民センター等においては、生涯学習のきっかけづくりとして趣味的な教室や現代的課題をテーマにした教養的な講座を開催し、学習活動を通して知識や技能の向上と地域社会への参加促進に努める。
また、講座受講者が生涯学習推進の担い手となれるよう、人材育成も目的とした講座を行うことにより、生涯学習事業の推進を図る。
- (4) 図書館においては、人と資料・情報との出会いの場として、資料の充実と提供に努める。
- (5) 社会教育施設の今日的な課題や市民ニーズへの対応などの把握を行うとともに、今後の本市における社会教育施設の在り方について検討を進める。

人権教育の推進

1. 一人一人の尊厳を大切にす人権教育の推進

目標

人権という普遍的文化の構築を目標とした「第2次京田辺市人権教育・啓発推進計画（改訂版）」を踏まえ、一人一人の尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会の実現に向け、生涯にわたりあらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念や同和問題（部落差別）などさまざまな人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる主体的な学習活動の促進に努める。

主な取組

- (1) 生涯学習の視点に立って、生命の尊さ、個性の尊重、他の人との共生等の人権尊重の理念について理解と認識を深める学習機会の充実を図る。
- (2) 身近な生活の場における、あらゆる人権問題の解決に向けた学習活動を促進するとともに、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け、実践できる態度をはぐくむ取り組みを推進する。
- (3) 人権教育の推進に当たっては、「部落差別解消法」や「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」の人権三法に示された理念のもと、差別のない社会を実現することを目指して、人権問題の解決に取り組む。

2. 人権に関する多様な学習活動の充実

目標

社会教育が果たすべき役割の重要性を認識し、男女共同参画の推進やいじめ・ネットトラブルや虐待等の現代的な人権課題の解決に向けた多様な学習機会の充実に努める。

主な取組

- (1) 人権尊重の心を培うため、学校、家庭、地域社会及び関係諸機関・団体と連携した取組を推進する。
- (2) 人権に関する学習活動を効果的に推進するため、地域の実情を踏まえ、各種人権学習資料を活用し学習内容や方法の工夫改善に努める。
- (3) 社会の多様性に配慮した人権に関する学習活動の活性化を図るため、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者が様々な人権問題についての理解と認識を深めるため研修の充実に努める。

家庭・地域社会の教育力の向上

1. 家庭の教育力の向上

目標

すべての教育の出発点である家庭教育の重要性と役割を明確にし、家庭の教育力の向上を図るための活動を推進するとともに、地域や学校、関係機関・団体等と連携した家庭教育の総合的な振興を図る。

主な取組

- (1) 生命を大切に作る心、相手を思いやる心等豊かな心をはぐくむ家庭の教育力を高めるため、家庭教育に関する学習機会の充実に努める。
- (2) 家庭教育や青少年問題について、各種情報の提供に努めるとともに、学習会や交流・相談活動の推進を図る。
- (3) 子どもの将来にわたる心身の健康と豊かな人間性をはぐくむため、「子育て理解講座」や「地域子育て井戸端会議」等の事業を推進し、基本的な生活習慣の確立や豊かな心の育成のための取り組みを推進する。
- (4) 子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるように、「京田辺市子ども読書活動推進計画」に則り、家庭における読書習慣の重要性について理解を促進する。
- (5) 就学前の子どもの保護者を対象とした「親のための応援塾」やPTA活動の充実にに向けた支援を図る。
- (6) 家庭教育に関する資料の活用や、支援する取組の充実に努めるとともに、指導者等の養成を図る。

2. 地域社会の教育力の向上と青少年の健全育成

目標

地域社会は地域の人々が互いに思いやり、助け合いながらつながりを持つ場であるとともに、新しい時代を切りひらく力のあるたくましい青少年を育成する場である。このことから地域社会の教育力を高め、課題の解決に向けた様々な体験や交流活動を総合的に推進する。また、次代を担う子どもを育てるために、地域全体で子どもを健やかにはぐくむ環境づくりの支援に努める。地域の全ての人たちの絆を深め、コミュニティの形成と誰もが安心・安全に暮らせる地域づくりの活動を学校、家庭と連携しながら推進する。

主な取組

- (1) 地域学校協働活動等により、青少年に豊かな体験や異年齢・世代間交流の場を提供し、地域での絆づくりの充実を図る。
- (2) 分館公民館の積極的な活用で、青少年や地域の様々な人たちが交流を深め、誰もが安心・安全に過ごせる居場所づくりに努める。
- (3) 青少年の社会参加を促進するため、様々な人々との交流で、協調することや人の役に立つことを実感できるボランティア等の機会の充実を図る。
- (4) 様々な活動の中で、すべての子どもに、発達段階に応じた役割を与える工夫をするとともに、リーダーの育成に努める。
- (5) 青少年団体及び青少年健全育成団体や関係機関、団体との連携強化を図り、指導者の発掘と養成や資質向上を図り、その活用を推進する。
- (6) 18歳に達する市民に対し、新成人を祝福する機会を通して、成人としての自覚と地域への愛着心を育むとともに、積極的な社会参加を促進する。

3. 放課後等の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりの推進

目標

仕事等により家庭に保護者がいない児童を対象にした「留守家庭児童会」や、全ての児童を対象とした地域学校協働活動の推進により、家庭、地域、学校が連携した、子どもたちにとって安全で健やかな居場所をつくり、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣や態度を養い、豊かな人間性を身に付けるよう育成する。

主な取組

- (1) 「留守家庭児童会」においては、学級の目標やルールと1日の流れ等、運営の充実を努め、快適な環境の下、児童の健やかな成長を図る。
- (2) 地域の方々の参画を得ながら、地域学校協働活動を展開し、学習活動や地域住民との交流活動等子どもたちに自主的な活動ができる場所の提供を行う。
- (3) 地域学校協働活動を推進し、幅広い地域住民や団体等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるように努める。

(文化・スポーツの振興について)

市長が実施する事業等と一体的な事業展開を行うことで、より効果的に諸施策を推進することを目的として、令和2年度に実施された行政組織改編により、これまで教育委員会が所管してきた文化財の保護を含む文化に関する事務及びスポーツに関する事務を、市長が管理し、及び執行していくこととなりました。

教育委員会では、今後も文化・スポーツの振興を目的とする事業を積極的に支援していくこととしています。